

地域花壇水道施設設置の支援基準について

三島市では、みどりと花いっぱい運動を推進するため、現在、地域花壇活動を行っている方で、散水に苦慮している花壇を対象に、水道施設（散水栓、給水管及び水道メーター）を予算の範囲内において設置を行います。

1 水道施設を設置できる条件

- (1) 用地は、公共用地（国、県、市）であること。
- (2) 地域花壇の登録から3年以上の活動実績があること。
- (3) 地域花壇の面積が20平方メートル以上あること。
- (4) 利用できる水道施設が全くないこと。
- (5) この支援に基づき設置した水道施設に係る水道料金の支払いが可能であること。
- (6) この支援に基づき設置した水道施設に係る維持管理費（修繕等）の支払いが可能であること。
- (7) 三島市の地域花壇支援制度が続く限りは、地域花壇の維持管理を行うこと。

2 支援の申込

- (1) 水道施設の設置を希望される団体は、支援申込書をみどりと水のまちづくり課に提出してください。
- (2) 支援申込書に、花壇名、活動実績年数、花壇面積、水道施設設置場所、設置場所の所有者、水道料金支払者、水道施設維持管理者を記入してください。
- (3) 水道施設設置場所の案内図を添付してください。

3 その他

- (1) 年度毎の予算には限度があるため、申込み多数の場合は、みどりと水のまちづくり課で調整させていただきます。
- (2) 水道施設設置費用が高額となる場合、水道施設を設置できない事がありますのでご了承ください。
- (3) 支援申込書以外に必要な応じて三島市役所等関係部署への各種申請書の提出が必要になる場合があります。